介護保険制度　フロー図

申請（新規・更新・変更）

【申請窓口】

佐世保市
中央保健福祉センター　３Ｆ　長寿社会課　介護保険係
注１）代行申請も可能（下記参照）

認定調査

（実施機関）

・佐世保市役所
・佐世保市社会福祉協議会

主治医意見書

・かかりつけ医
・保険者が指定した医師
（かかりつけ医がない場合）

介護認定審査会

市町村長が任命する保健・医療・福祉の学識経験者
５名程度
○医師
○歯科医師
○薬剤師
○保健師
○介護支援専門員
など

認定に不服がある方

介護保険審査会

○被保険者を代表する委員　三人
○市町村を代表する委員　三人
○公益を代表する委員　三人以上　で構成
委員は都道府県知事が任命。

要介護１～５

ケアプラン作成

・指定居宅介護支援事業者
・本人、家族等で作成
（セルフプラン）
※予防も、セルフプラン
可能です。

介護サービス（介護給付）　介護保険法　第四十条

居宅サービス
１居宅介護支援
２訪問介護
３訪問入浴介護
４訪問看護
５訪問リハビリテーション
６居宅療養管理指導
７通所介護
８通所リハビリテーション
９短期入所生活介護
１０短期入所療養介護
１１特定施設入居者生活介護
１２福祉用具貸与
１３福祉用具購入
１４住宅改修
１５おむつ購入費の支給
１６訪問理美容
（第六二条）
施設サービス
１７介護老人福祉施設
１８介護老人保健施設
地域密着型サービス
１９夜間対応型訪問介護
２０認知症対応型通所介護
２１認知症対応型共同生活介護
２２小規模多機能型居宅介護
２３地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
２４地域密着型特定施設入居者生活介護

要支援１・２

ケアプラン作成

・早岐地域包括支援センター
・日宇地域包括支援センター
・山澄地域包括支援センター
・中部地域包括支援センター
・清水地域包括支援センター
・大野地域包括支援センター
・相浦地域包括支援センター
・吉井地域包括支援センター
・宇久地域包括支援センター

介護予防サービス（予防給付）　介護保険法　第五十二条

居宅サービス
１介護予防支援
２介護予防訪問介護
３介護予防訪問入浴介護
４介護予防訪問看護
５介護予防訪問リハビリテーション
６介護予防居宅療養管理指導
７介護予防通所介護
８介護予防通所リハビリテーション
９介護予防短期入所生活介護
１０介護予防短期入所療養介護
１１介護予防特定施設入居者生活介護
１２介護予防福祉用具貸与
１３介護予防福祉用具購入
１４介護予防住宅改修
地域密着型サービス
１５介護予防認知症対応型通所介護
１６介護予防認知症対応型共同生活介護
１７介護予防小規模多機能型居宅介護

非 該 当

介護予防のスクリーニング（対象者の選定）

・早岐地域包括支援センター
・日宇地域包括支援センター
・山澄地域包括支援センター
・中部地域包括支援センター
・清水地域包括支援センター
・大野地域包括支援センター
・相浦地域包括支援センター
・吉井地域包括支援センター
・宇久地域包括支援センター

二次予防事業
高齢者

ケアプラン作成

・早岐地域包括支援センター
・日宇地域包括支援センター
・山澄地域包括支援センター
・中部地域包括支援センター
・清水地域包括支援センター
・大野地域包括支援センター
・相浦地域包括支援センター
・吉井地域包括支援センター
・宇久地域包括支援センター

介護予防サービス（地域支援事業）

地域支援事業　二次予防事業高齢者向けサービス
１通所型介護予防事業
２訪問型介護予防事業

注１）**代行申請**
申請の代行ができる者
●ご本人のご家族
●介護保険法第 27 条１項で規定されている事業者は、この規定により「業」として介護認定の代行申請を行うことができる。
※介護保険法第 27 条１項で規定されている事業者とは、
地域包括支援センター
厚生労働省令で定めた指定居宅介護支援事業者
地域密着型介護老人福祉施設
介護保険施設
●その他、社会保険労務士・成年後見人・生活支援員・民生委員など。

※サービスに関する相談・苦情　については
第三者委員会　で申し立てることができる。
第三者委員会でも解決できない場合は、　県社協の
運営適正化委員会　に申し立てることも可能。

「**長崎県国保連合会　介護サービス苦情相談窓口**」もある。